

議案第84号

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日

西脇市長 片山象三

(理由)

産科医療補償制度の改定に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例（平成17年西脇市条例第 117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第4条関係） その他の使用料				別表第2（第4条関係） その他の使用料			
種別		料金	摘要 双生児以上出産のときは、1人増すごとに、左欄から12,000円を控除した残額に100分の60を乗じて得た額と12,000円を合算した額を加算する。	種別		料金	摘要 双生児以上出産のときは、1人増すごとに、左欄から16,000円を控除した残額に100分の60を乗じて得た額と16,000円を合算した額を加算する。
正常分べん介助料	時間内	<u>112,000円</u>		正常分べん介助料	時間内	<u>116,000円</u>	
	時間外	<u>142,000円</u>			時間外	<u>146,000円</u>	
	深夜	<u>172,000円</u>			深夜	<u>176,000円</u>	
帝王切開分べん介助料	時間内	<u>162,000円</u>		帝王切開分べん介助料	時間内	<u>166,000円</u>	
	時間外	<u>192,000円</u>			時間外	<u>196,000円</u>	
	深夜	<u>222,000円</u>			深夜	<u>226,000円</u>	
		(略)					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに行われた分べんに係る正常分べん介助料及び帝王切開分べん介助料については、なお従前の例による。